

2020年2月18日

自主規制モニター会議

次第

開会：10時30分

司会：小暮副会長

		資料No.
1	会長挨拶	
2	(1) 委員紹介・委員自己紹介	【資料1】
	(2) 出席役員等紹介	
3	議長及び副議長の互選	
4	議事要旨の公表形式等	【資料2】
5	自主規制各機関説明	【資料3-0】
	(1) 品質管理委員会	【資料3-1】
	(2) 監査・規律審査会	【資料3-2】
	(3) 綱紀審査会	
	(4) 適正手続等審査会	
6	トピック事項と協会対応	【資料4】
	(1) 自主規制関係の施策	
	(2) チームメンバーのローテーションへの対応	
	(3) 行政処分等への対応	
	(4) その他	
7	質疑応答・意見交換・助言	

その他

8	会則等の制定・改廃に係る求意見
---	-----------------

閉会：12時30分

自主規制モニタ一会議委員

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等
ごとう としふみ 後藤 敏文	日本監査役協会 会長
こばやし まり 小林 麻理	早稲田大学 教授
すずき やすし 鈴木 康史	日本取引所自主規制法人 常務理事
その まり 園 マリ	会員 元・証券取引等監視委員会委員
たかはし のりひろ 高橋 則広	年金積立金管理運用独立行政法人 理事長
みやけ ひろし 三宅 弘	原後綜合法律事務所 弁護士
もりもと まなぶ 森本 学	日本証券業協会 副会長
やまうら ひさし 山浦 久司	日本公認会計士協会 外部理事 明治大学 名誉教授

政策評価に関する有識者会議議事要旨(令和元年8月1日)

(注) 本会議は「政策評価に関する有識者会議運営要領」第2条第2項に基づき、金融行政において外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融行政として取り組むべき重要な課題となる事項について議論を行うために開催したものである。

1. 日時:

令和元年8月1日(木曜日) 8時30分～10時15分

2. 場所:

中央合同庁舎第7号館5階 507会議室

3. 議事要旨:

足元の金融行政をとりまく課題について、以下のような議論が行われた。

(1) 金融デジタル化戦略の推進

- 銀行が行える業務範囲については、決済システムの安全性を含め、検討する必要。
- ペイメントサービスについて、競争は重要である一方、利用者の利便性の観点から、多くが乱立することに伴うインターオペラビリティやフラグメンテーションのリスクへの対応が課題。

(2) 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

- 金融リテラシーの向上については、スマホで学べるデジタル教材を使用し、先生や生徒がいつでも学べる環境を作ってはどうか。
- 投信や保険の販売においては、デジタルも活用しつつ、預金と比較可能な形で、利用者に分かりやすい情報提供がなされるよう取組みが必要。
- 投資運用業者について独立系業者の裾野拡大やオルタナティブ投資に強い業者の育成が必要。
- 上場基準について市場の活性化に向けた見直しが必要。
- コーポレートガバナンスについて、形式的ではなく、実質的な取組みが必要。
- 地銀の経営陣はデジタルトランスフォーメーションやITガバナンスの意識を高める必要。

(3) 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保

- 地域銀行のビジネスモデルについては、上場を続けるのか、コミュニティバンクとして存続するのかを含め、金融庁として対話を深める必要。
- 地域銀行の経営者が、これまでのルールベースではなく、自らが考えてプリンシプルベースで行動するためには、経営者の発想の転換が必要。
- 営業店や本部機能の維持のためにも、ヒューマンアセットの確保・育成が重要。
- 証券会社のビジネスモデルに変化が見られる中、日本の大手を含めた証券会社のビジネスモデルの在り方が課題。

(4) 世界共通の課題の解決への貢献及び国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

- アジア各国の法制度が急速に変化しており、日本の金融機関や企業の海外進出を後押しするため、そうした情報を民間企業に還元できると良いのではないか。

(5) 金融当局・金融行政運営の改革

- 金融庁の取組みについて、英語による発信を戦略的に強化していく必要。

4. 資料:

○会議概要

以上

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

総合政策局総合政策課

(内線2840、3998)

金融庁

監査事務所の処分勧告

公認会計士・監査審査会
(CPA/OB)

会社の課徴金納付命令勧告

証券取引等監視委員会
(SESC)

監査事務所に対する業務改善指示・懲戒処分

品質管理レビュー
結果を報告

品質管理レビューが
適切に行われている
かを審査

自主規制モニター会議

(モニタリング)

<自主規制機能>

品質管理レビュー制度

監査事務所の品質管理状況の
定期的な調査

上場会社監査事務所登録制度

(品質管理委員会)

(適正手続等審査会)

必要に応じて連携

個別事案審査制度

個々の監査業務の監査意見の
妥当性の調査・審査

(監査・規律審査会)

(綱紀審査会)

(適正手続等審査会)

職業規範

CPE制度

日本公認会計士協会

開示検査の必要に応じ、
監査人の意見等を聴取

開示検査

会社に対する行政処分・
課徴金納付命令等

監査事務所
(監査法人、公認会計士)

【監査業務】

上場会社等
(被監査会社)

品質管理レビュー制度 上場会社監査事務所登録制度

自主規制モニター会議資料
2020年2月18日



The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

0

日本公認会計士協会の自主規制

自主規制の役割

- 公認会計士の資質を常に高く保つ自主規制団体としての指導・連絡・監督に係る取組
 - 公認会計士業務の質的水準の維持・向上
 - 公認会計士業務に対する社会的信頼を確保

自主規制の中核機能

- **品質管理レビュー**
監査事務所の品質管理体制についての指導・監督
- **個別事案審査**
個別の監査事案に係る監査実施状況及び監査意見の妥当性や、公認会計士の職業倫理に係る事項などの審査

日本公認会計士協会の自主規制

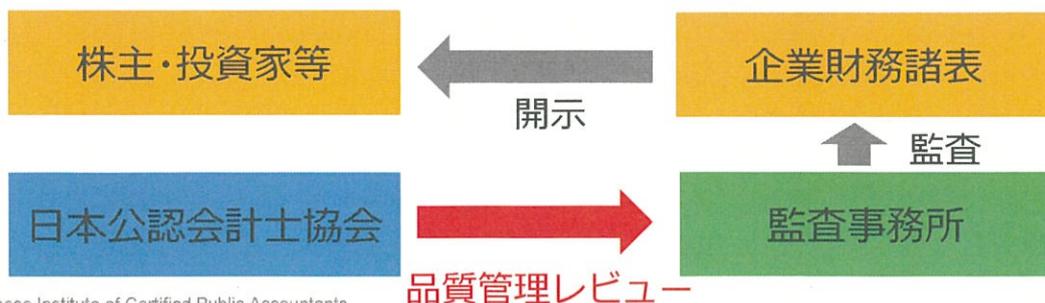


2

品質管理レビュー制度

品質管理レビュー制度

- 監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、監査事務所（監査法人又は公認会計士）が行う監査の品質管理の状況を調査する制度
- 公認会計士法の下で自主規制として導入し、1999年度から実施（2003年法定化）



3

品質管理レビュー制度

監査事務所の品質管理のシステム

- 監査事務所は、監査の品質を合理的に確保するため、以下の事項に関する品質管理のシステムを整備し運用しなければならない
 - ✓ 監査事務所並びに監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体が職業的専門家としての基準及び適用される法令等(※)を遵守すること
 - ✓ 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること

※の例

- ・ 公認会計士法、公認会計士法施行令、公認会計士法施行規則
- ・ 日本公認会計士協会の会則、倫理規則その他の倫理に関する規程
- ・ 企業会計審議会の定める監査基準等及び日本公認会計士協会が公表する監査実務指針

品質管理レビュー制度

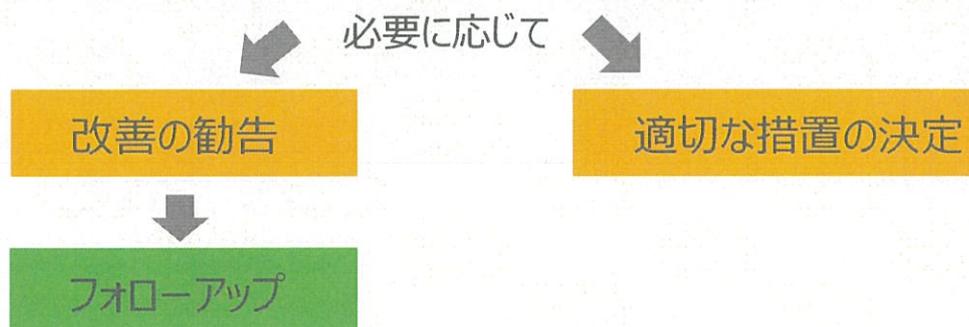
監査事務所の品質管理のシステム

- 監査事務所の品質管理のシステムは、主として以下の方針及び手続から構成
 - ✓ 品質管理に関する責任
 - ✓ 職業倫理及び独立性
 - ✓ 契約の新規の締結及び更新
 - ✓ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
 - ✓ 業務の実施
 - ✓ 審査
 - ✓ 品質管理のシステムの監視
 - ✓ 品質管理のシステムの文書化
- 監査事務所はこれらの方針及び手続を策定し、監査責任者は、監査事務所が設けた品質管理のシステムに準拠して監査業務を行わなければならない

品質管理レビュー制度

品質管理レビュー

監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況の調査



※ 品質管理レビューは、摘発・懲戒、監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではない

品質管理レビュー制度

品質管理レビューの種類

レビューの種類	性格・実施の頻度	レビューの対象	レビュー対象 監査事務所
通常レビュー	計画的 ・原則3年に1回 ・大手監査法人(※1) は2年に1回	監査事務所全体の 品質管理の状況	公認会計士法上の大会社 等(※2)及び一定規模以 上の信用金庫等(※3)を 監査している監査事務所
特別レビュー	臨時的 監査に対する社会的 信用を損なうおそれ がある事態に陥った 場合	当該事態に関係する 監査事務所の特定 の分野又は特定の 監査業務に係る 品質管理の状況	監査契約を締結している 全ての監査事務所

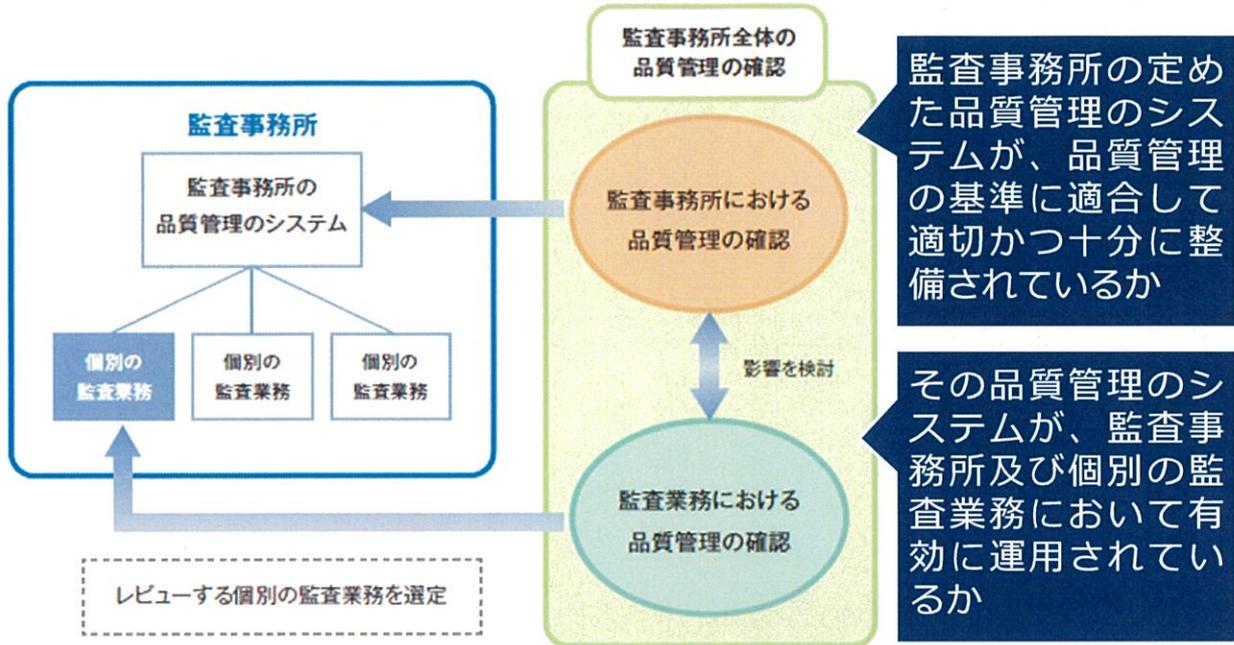
※1 監査対象上場会社が概ね100社以上又は監査実施者1000名以上の監査法人

※2 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が100億円以上、または、負債の部に計上した額の合計額が1,000億円以上の会計監査人設置会社など

※3 最終事業年度における預金及び定期積金の総額が1,000億円以上の信用金庫など

品質管理レビュー制度

品質管理レビュー(通常レビュー)において確認するポイント



8

品質管理レビュー制度

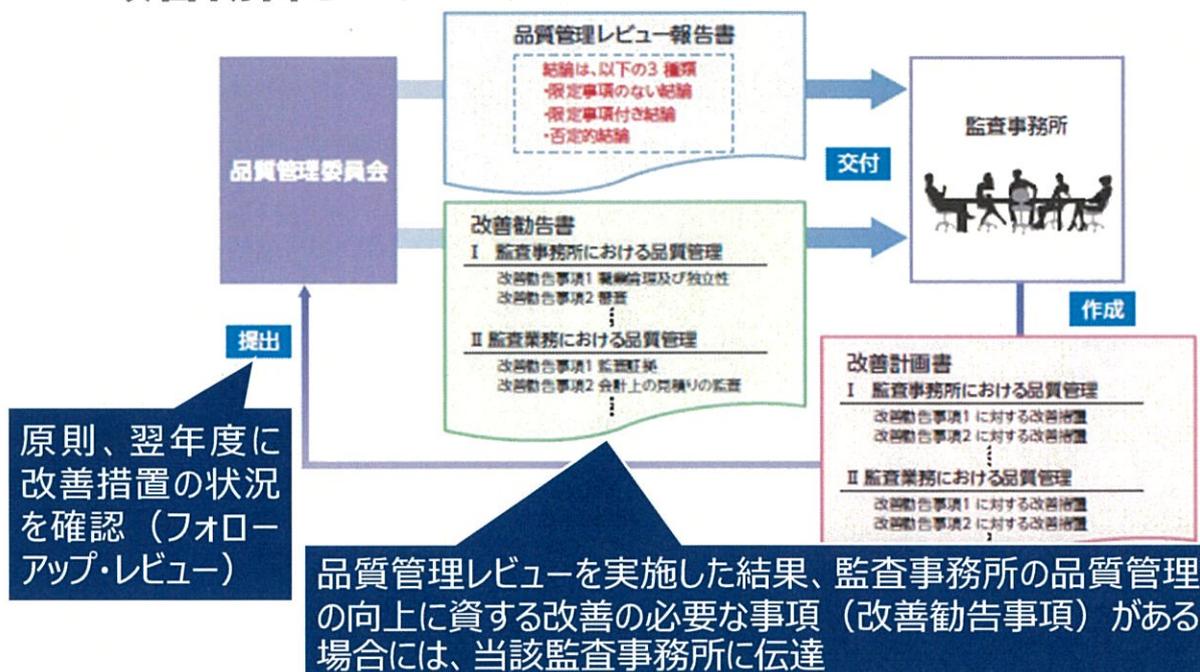
品質管理レビュー(通常レビュー)の結論

結論の種類	内容
限定事項のない結論	以下のいずれも認められた場合 ①監査事務所の定めた品質管理のシステムには、品質管理の基準に適合していない重要な事項は見受けられない ②レビュー対象期間に属する日付を付して形成した監査報告書に係る監査業務において、監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項は見受けられない
限定事項付き結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合
否定的結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念があり、かつ、通常レビューを実施した個別業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められた場合

9

品質管理レビュー制度

改善勧告とフォローアップ



The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

10

品質管理レビュー制度

品質管理レビュー(通常レビュー)の結果に基づく措置

- 品質管理レビュー(通常レビュー)を実施した結果、品質管理の質的水準の十分でない監査事務所に対しては、品質管理の向上に向けた自助努力を促すための指導・監督として、品質管理レビューの結論に応じた措置を講じる

品質管理レビュー(通常レビュー)の結論	措置
限定事項付き結論	注意
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反の懸念あり)	厳重注意
否定的結論 レビュー拒否・非協力等	監査業務の辞退勧告

The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

11

上場会社監査事務所登録制度

上場会社監査事務所登録制度

- 上場会社監査事務所の監査の品質管理体制の一層の充実・強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、2007年から運用
- 上場会社監査事務所の監査の品質管理に関する情報等を記載した名簿を備え、広く一般に開示

【日本公認会計士協会ウェブサイトにおける開示例】

事務所名称	組織形態	代表者	所在地		品質管理レビュー実施状況	措置 懲戒 行政処分 勧告	その他	情報更新日
イロハカンサハウジン イロハ監査法人	法人	カンサ タロウ 監査 太郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	レビュー：2017/02 フォロー：2015/01 レビュー：2013/11	あり ※		2019/02/02
エービーシーカンサハウジン ABC監査法人	法人	カンサ ジロウ 監査 次郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	レビュー：2018/11 フォロー：2016/10 レビュー：2015/10			2019/02/02

The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

※リンク先に内容を掲載

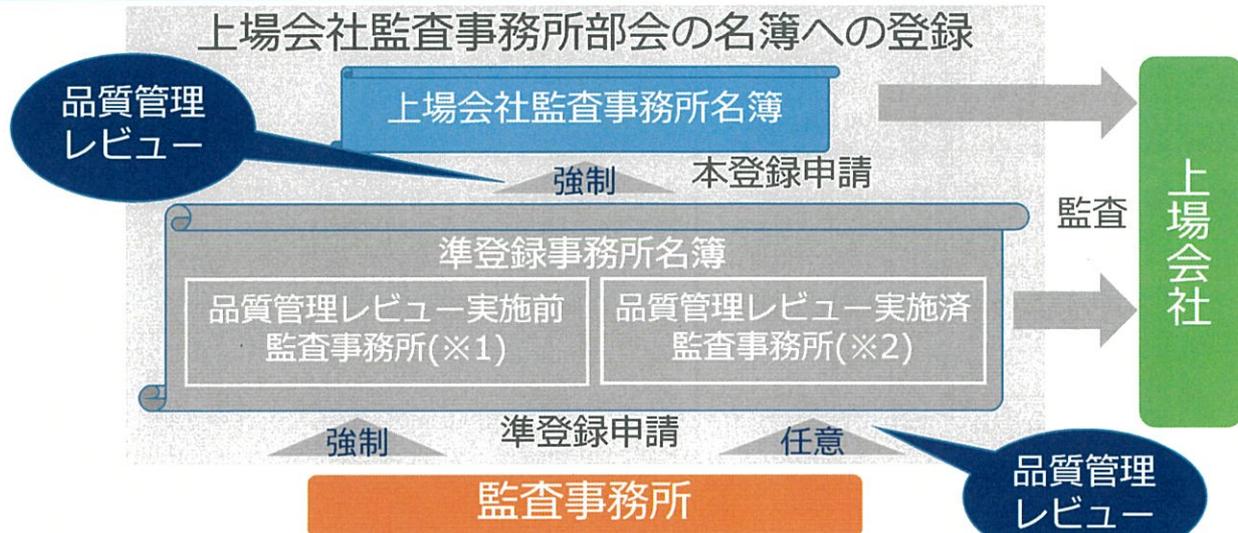
12

上場会社監査事務所登録制度

品質管理レビュー制度との関係

- 上場会社を監査する監査事務所は、品質管理委員会に置かれている上場会社監査事務所部会に備える名簿への登録が必要
- 登録の可否その他名簿に関する審査には品質管理レビューの結果を利用

上場会社監査事務所登録制度



- ※1
- ・ 上場会社と監査契約を予定している監査事務所
 - ・ 監査契約を予定していた上場会社と監査契約を締結し、本登録審査待ちの監査事務所
- ※2
- ・ 上場会社との監査契約の締結の予定はないが、上場会社と同等認められる非上場会社（会計監査人設置会社で売上高10億円以上の会社）の監査を行っている監査事務所、当該会社の監査業務について品質管理レビューを受けたもの
 - ・ 上場会社と監査契約を締結し、本登録審査待ちの監査事務所

上場会社監査事務所登録制度

【参考】

- 各証券取引所の有価証券上場規程等では、以下の定めが置かれている。

- ✓ 上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（以下「登録事務所」という。）でなければならない
- ✓ 新規の上場に際しての会計監査人は、登録事務所のうち、品質管理レビューを受けた監査事務所でないといけない

上場会社監査事務所登録制度

上場会社監査事務所登録制度上の措置

- 登録事務所に対して品質管理レビュー（通常レビュー）を実施した場合には、その結論に応じて、品質管理レビュー制度上の措置とともに、**上場会社監査事務所登録制度上の措置**も講じられる

措置の種類

上場会社監査事務所名簿等への
限定事項等の概要の開示

➡ 利害関係者への注意喚起
（上場会社の監査は継続可）

上場会社監査事務所名簿等への
登録の取消し

➡ 上場会社の監査は継続不可

上場会社監査事務所登録制度

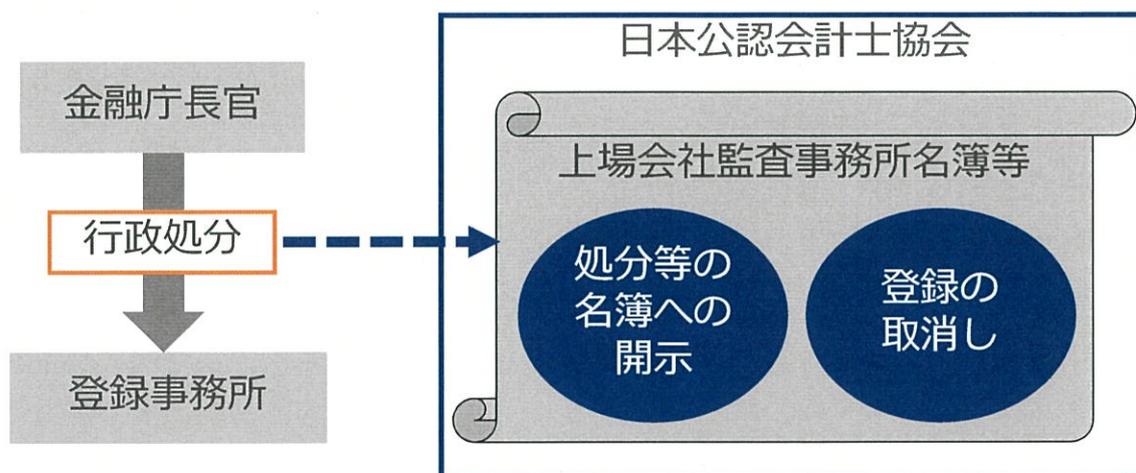
品質管理レビューの結論と各制度上の措置の関係

品質管理レビュー(通常レビュー)の結論	品質管理レビュー制度上の措置	上場会社監査事務所登録制度上の措置
限定事項付き結論	注意	(措置なし)
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反の懸念あり)	嚴重注意	限定事項等の概要の開示
否定的結論 レビュー拒否・非協力等	監査業務の 辞退勧告	登録の取消し

上場会社監査事務所登録制度

行政処分等を受けた場合の名簿上の取扱い

- 登録事務所が一定の行政処分等を受けた場合は、当該処分の内容に応じて、名簿への開示又は登録の取消しを行う



The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

18

上場会社監査事務所登録制度

名簿再登録制限者制度

- 上場会社の監査業務に起因して業務停止の行政処分を受けた業務執行責任者等を「名簿再登録制限者」として指定
- 指定されている間、上場会社監査事務所名簿等への登録を制限することにより、上場会社の監査業務の業務執行責任者、審査担当者その他重要な決定及び判断を行う者とする事ができないこととする制度

※ 名簿再登録制限者に係る管理簿は非開示

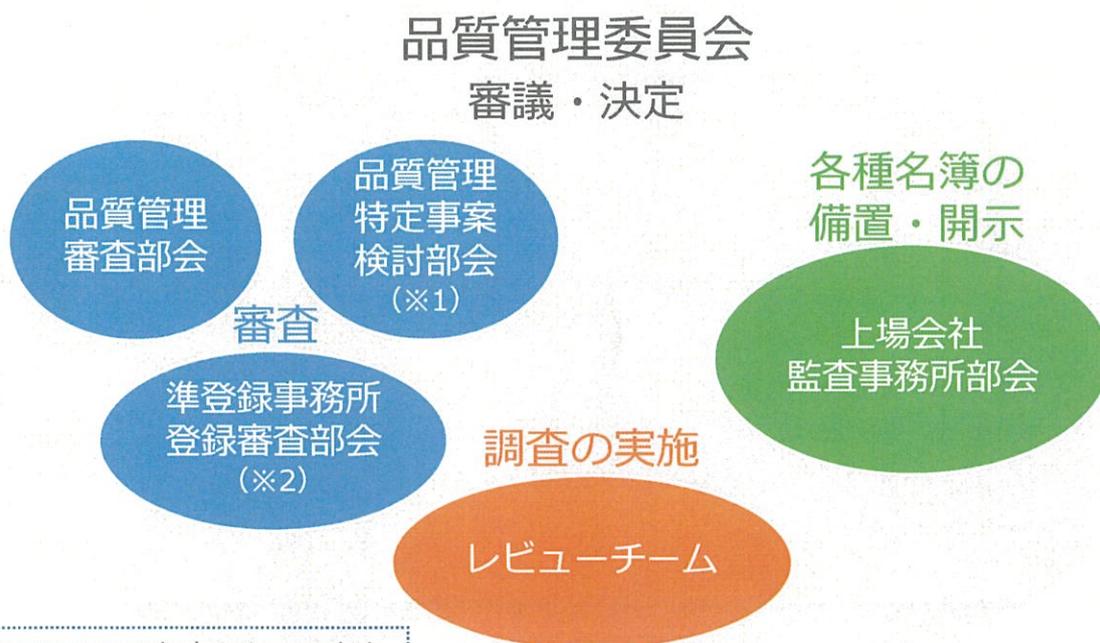
上場会社監査事務所登録制度

名簿再登録制限者の指定解除

- 名簿再登録制限者に指定された後に実施した所定の監査業務がある場合で、当該監査業務について品質管理レビューを受け、改善が確認されたとき
- (所定の監査業務がない場合に限り) 名簿再登録制限者に指定された年度後、5年間継続して、継続的専門研修制度(※)における法定監査業務に従事する会員に係る必須単位を取得したとき

※ 公認会計士法に基づき日本公認会計士協会が実施する、公認会計士の資質の向上を図るための研修制度

組織体制



※1※2は2019年度をもって廃止

組織体制

組織名	主な職務
品質管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理レビュー報告書、改善勧告書等の審議・決定 品質管理レビューの実施結果に基づく措置の決定 上場会社監査事務所部会の名簿への登録に関する事項の審議・決定及び登録事務所に対する措置の決定 品質管理レビューの制度及び運用に関する意見を会長への具申
上場会社監査事務所部会	上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿、上場会社監査事務所名簿等抹消リスト及び名簿再登録制限者管理簿の備置・開示
品質管理審査部会	品質管理レビューの結論等の審査、上場会社監査事務所名簿等への登録に関する事項（措置案を含む。）の審査、それらの審査結果の品質管理委員会への報告
準登録事務所登録審査部会	上場会社との監査契約を予定している監査事務所の準登録事務所名簿への登録に関する事項の審査、その審査結果の品質管理委員会への報告
品質管理特定事案検討部会	品質管理審査部会の報告内容が一定の重要案件（①嚴重注意又は辞退勧告である場合、②上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定など）である場合の、当該審査結果の検討及び品質管理委員会への報告
レビューチーム	監査事務所の監査の品質管理の状況に係る調査の実施、その結果に基づくレビュー報告書案及び改善勧告書案の起案、品質管理委員会への提出

The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

22

2019年度の状況

2019年度品質管理レビューにおける重点的实施項目①

監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況
1. 監査業務の品質を重視する風土
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
4. 職業倫理及び独立性(監査責任者等のローテーション管理)

The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

23

2019年度の状況

2019年度品質管理レビューにおける重点的实施項目②

個別業務における監査の実施状況
1. 会計上の見積りの監査
2. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
①職業的専門家としての懐疑心
②収益認識
③経営者による内部統制を無効化するリスク
3. グループ監査の手続

2019年度の状況

2019年度通常レビューの実施状況(2019.12末現在)

	監査事務所数
レビュー対象監査事務所総数	212(136)
2019年度通常レビュー実施監査事務所数	84(56)
12月末までの処理案件	23(15)
通常レビューの結論	
限定事項のない結論	23(15) * 1(1)
限定事項付き結論	0 * 1(1)
否定的結論	0

() は上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿に登録のある監査事務所数
* は前年度の繰越し分

2019年度の状況

上場会社監査事務所部会の登録状況

	2019.3末 現在(参考)	2019.12末 現在
上場会社監査事務所名簿	118	114
準登録事務所名簿	13	22
品質管理レビュー実施前監査事務所	8	15
品質管理レビュー実施済監査事務所	5	7
合計	131	136
上場会社監査事務所名簿等抹消リスト(※)	0	2

※ 登録が認められなかった監査事務所、措置等により登録が取り消された監査事務所等を記載し、開示する名簿

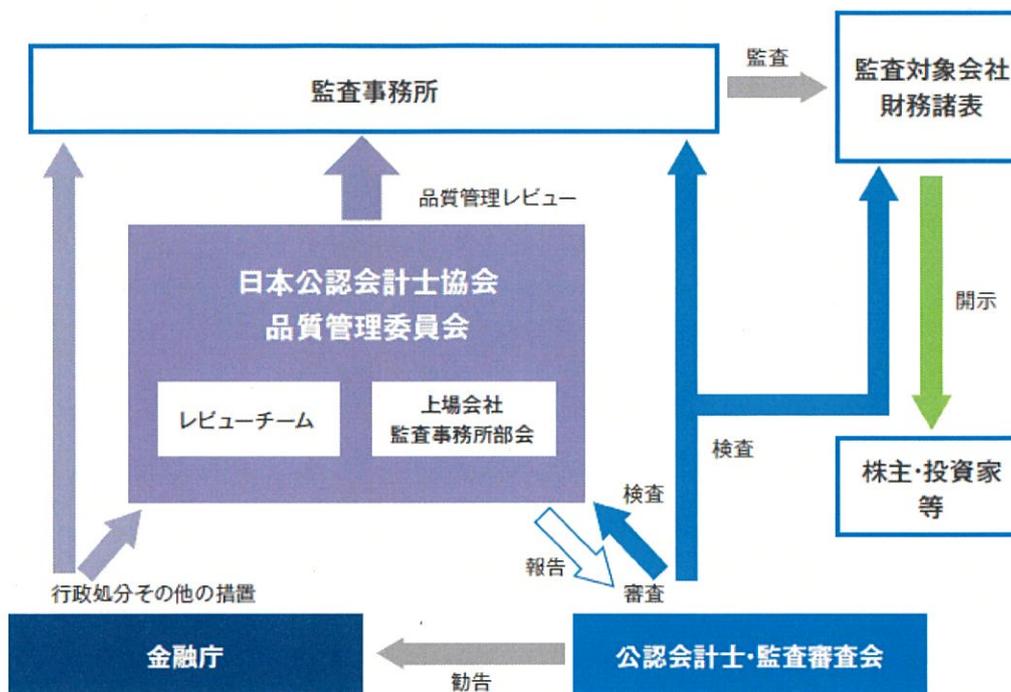
公認会計士・監査審査会の検査との関係

公認会計士・監査審査会(※)によるモニタリング

- 公認会計士法に基づき、協会の品質管理レビューによる監査業務の運営状況の調査結果を踏まえ、第2次的に協会の品質レビュー制度の運営の適正性及び監査事務所の監査業務の適正性をモニタリング(2004年度から運用)
- モニタリングによる検証等を踏まえ、協会と公認会計士・監査審査会の実務者レベルにおいて、品質管理レビューの実効性向上、互いの機能の実効的な連携、適切な役割分担等について、継続的に議論を進めている

※公認会計士法及び金融庁設置法に基づき、金融庁に設置されている合議制の機関。主な業務は、監査事務所及び日本公認会計士協会に対する検査等、公認会計士試験の実施、公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議

公認会計士・監査審査会の検査との関係



The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

28

2020年度からの新制度

2019年7月の制度改正

- 自主規制機能の充実・強化に向けた改正の一環として、個別事案審査体制の見直し、モニタリング機関等の見直しとともに、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の見直しが行われた

適用

- 2020年度の品質管理レビューから

The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

29

2020年度からの新制度

改正において最も重視した方向性

－ 実効性の向上

- ✓ 監査事務所の規模、監査対象会社等の社会的影響度、監査業務のリスクの程度等を勘案した**リスク・アプローチの徹底**により、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況の改善に真に役立つ制度へ

－ 透明性の向上

- ✓ 会員のみならず社会からの理解を促進するための**情報提供の充実**

改正において最も重視したポイント

- － 上場会社監査事務所に対する監督機能の充実・強化
- － 中小規模の監査事務所に対する指導的機能の充実・向上

The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

30

主な周知活動

- － 「**品質管理委員会年次報告書**」の公表
 - ✓ 品質管理委員会の活動状況のウェブサイトでの発信
- － 「**品質管理レビューの概要**」の作成・公表
 - ✓ 品質管理レビュー制度や活動状況の概要のウェブサイトでの発信
 - ✓ 上場会社の監査役等、機関投資家などのステークホルダーに向けて冊子を配付
 - ✓ 冊子の評価に関するアンケートの実施
- － 「**品質管理レビュー事例解説集**」の作成・公表
 - ✓ ウェブサイトでの発信
 - ✓ 資本市場関係者のうち、特に監査人のコミュニケーション対象である監査役等の品質管理レビューに対するより一層の理解に資するため、『品質管理レビューの概要』とともに冊子を配付
 - ✓ 冊子の評価に関するアンケートの実施
- － **公益社団法人日本監査役協会主催の講演会での講演**
 - ✓ テーマ：『品質管理レビューの事例解説』（2020年2月）

The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

31

「日本公認会計士協会ウェブサイトより」

自主規制の取り組み

日本公認会計士協会は、自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、以下の図のように自主規制の取組を行っています。



目次

- 1. 職業規範（倫理規範及び実務指針等）の整備
- 2. 継続的専門研修（CPE）制度
- 3. 品質管理レビュー制度
- 4. 監査・規律審査制度（P2 参照）
- 5. 綱紀審査制度（P4 参照）

4. 監査・規律審査制度

監査・規律審査会は、会社の適時開示情報、新聞などで報道された記事、監査ホットラインへの情報提供等に係る個別の監査事案について、会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性について調査及び審査を行い、当該監査実施状況が不十分であるとき、その他監査・規律審査会が必要と認めたときは、協会会長が勧告又は指示を行います。

また、会員及び準会員の倫理に関わる事案及び日本公認会計士協会の会則により付託される事案についても、調査及び審査を行い、必要と認めたときは、当該会員又は準会員に対して、協会会長が勧告又は指示を行います。

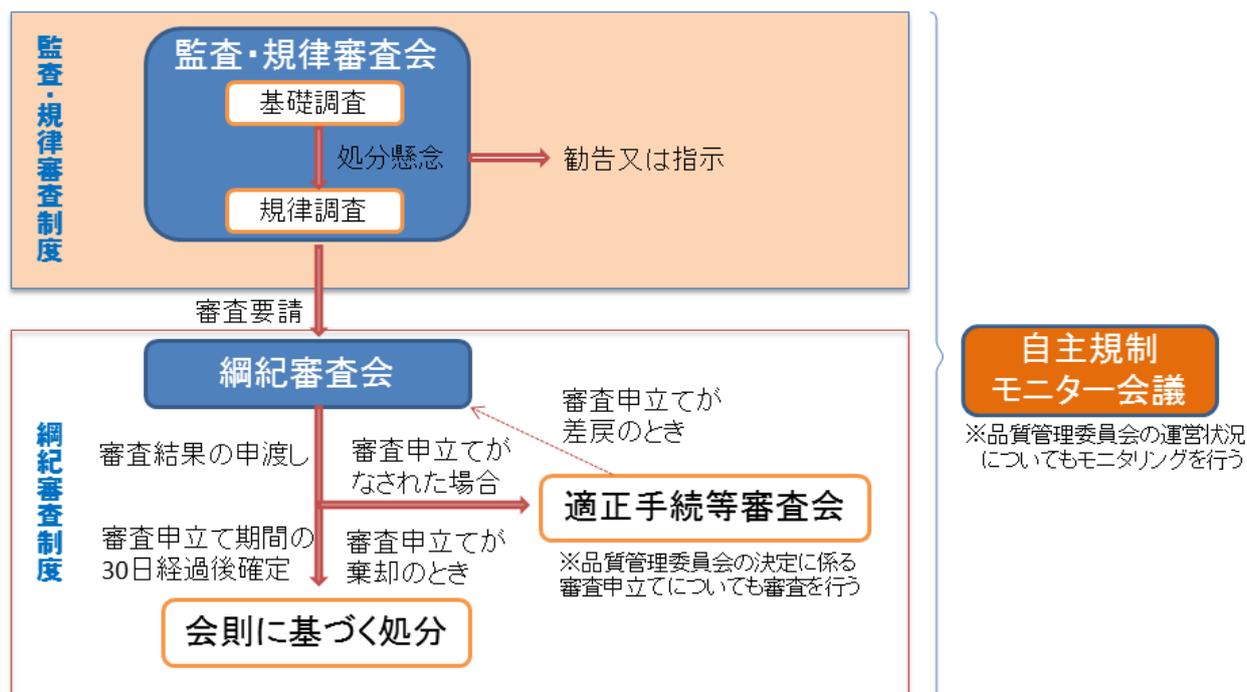
さらに、会員及び準会員に法令、会則及び規則の違反事実（以下「法令等違反事実」という。）があるという懸念がある場合には、法令等違反事実の有無に関わる事案として調査及び審査を行い、法令等違反事実があり懲戒処分を相当として綱紀審査会に事案の審査を要請する必要があると認めたときは、協会会長が綱紀審査会に対する審査要請を行います。

監査・規律審査会は委員 17 名以内で構成されており、委員のうち 2 名は会員外の学識経験を有する者となります。

また、監査業務・規律審査会の活動は、有識者により構成される自主規制モニター会議に運営状況の報告がなされ、モニタリングされています。

(1) 監査・規律審査の制度

「監査・規律審査制度及び綱紀審査制度」と「自主規制モニター会議」の関係は、次の図のとおりです。



(2) 個別事案審査制度の活動概要及び監査提言集について

※ 2019年7月の会則変更に伴い、2019年10月からは、以下資料に記載されている「監査業務審査会」及び「規律調査会」は新たに「監査・規律審査会」に、「不服審査会」は新たに「適正手続等審査会」に、「監査業務モニター会議」は新たに「自主規制モニター会議」に、それぞれの機能が移行しています。

個別事案審査制度の活動概要

- 個別事案審査制度の活動概要（2018年度）
- 個別事案審査制度の活動概要（2017年度）

監査提言集

- 2019年版
- 2018年版
- 平成29年7月1日版
- 平成28年7月1日版
- 平成28年1月27日特別版「財務諸表監査における不正への対応」
- 平成27年7月1日版
- 平成26年7月1日版

5. 綱紀審査制度

綱紀審査会は、監査・規律審査会の処分提案に基づき協会会長から審査要請があった会員及び準会員（以下「関係会員」という。）について、処分提案書に記載された法令等違反事実を審査し、その処分内容等を決定し、これを関係会員に申し渡します。綱紀審査会は委員7名で構成されており、委員のうち2名は会員外の学識経験を有する者となります。

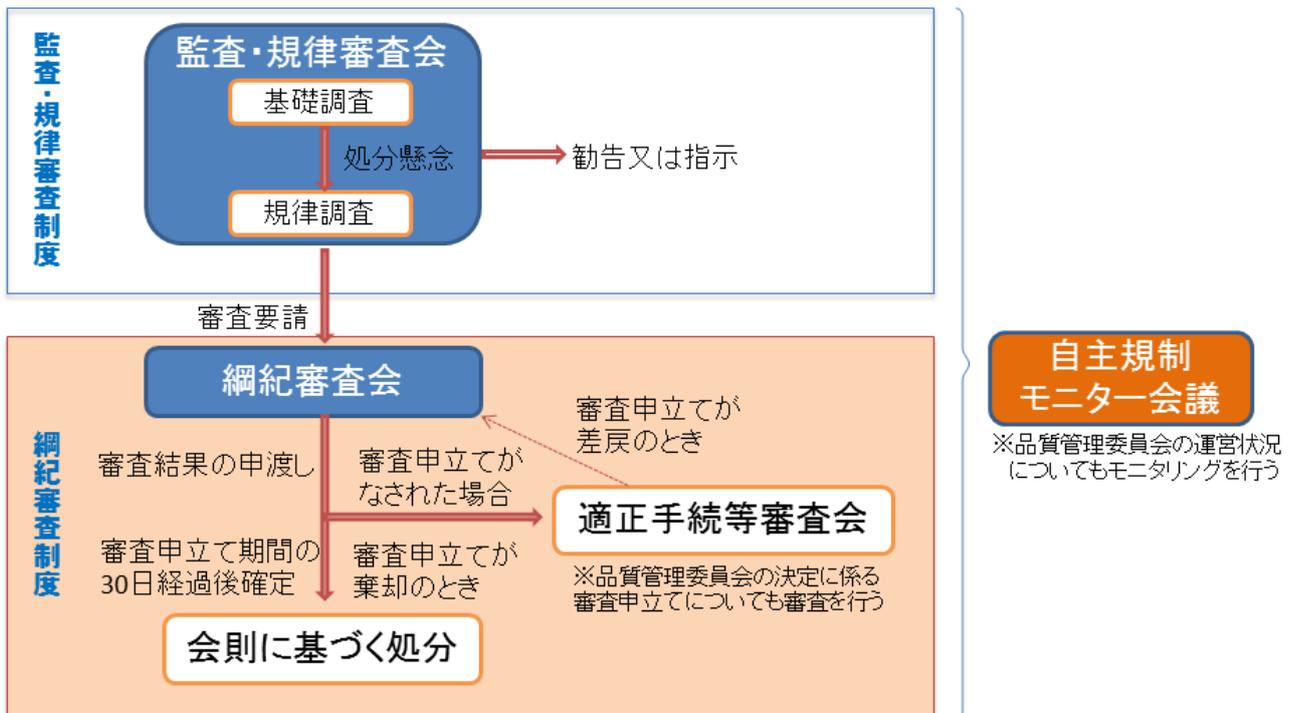
綱紀審査会から懲戒の処分内容を申し渡された関係会員は、綱紀審査会の審査結果に影響を及ぼす手続違反等がある場合に、適正手続等審査会に審査申立てをすることができます。その場合に適正手続等審査会は、当該申立てについて審査を行い、綱紀審査会への事案の差戻又は審査申立てを棄却します。適正手続等審査会は委員5名で構成されており、委員のうち3名は会員外の学識経験を有する者となります。

綱紀審査会の審査結果について関係会員から審査申立てがなされなかった場合、又は適正手続等審査会において審査申立てが棄却された場合には、協会会長は会則に基づく懲戒処分を行います。

また、これら綱紀審査会及び適正手続等審査会の活動は、有識者により構成される自主規制モニター会議に運営状況の報告がなされ、モニタリングされています。

(1) 綱紀審査の制度

「監査・規律審査制度及び綱紀審査制度」と「自主規制モニター会議」の関係は、次の図のとおりです。



(2) 監査業務モニター会議からの提言等について

※ 2019年7月の会則変更に伴い、2019年10月からは、以下資料に記載されている「監査業務審査会」及び「規律調査会」は新たに「監査・規律審査会」に、「不服審査会」は新たに「適正手続等審査会」に、「監査業務モニター会議」は新たに「自主規制モニター会議」に、それぞれの機能が移行しています。

- 「2018年度・監査業務モニター会議提言」及び「「2018年度・監査業務モニター会議提言」に対する回答」
- 「2017年度・監査業務モニター会議提言」及び「「2017年度・監査業務モニター会議提言」に対する回答」
- 平成28年度・監査業務モニター会議提言及び回答について
- 平成27年度・監査業務モニター会議提言及び回答について
- 平成26年度・監査業務モニター会議提言及び回答について
- 平成25年度・監査業務モニター会議提言及び回答について

個別事案審査制度(新制度)に関する活動状況一覧(対象期間:2019年10月から2019年12月)

1. 監査・規律審査会 ()内は倫理案件数

	案件数	会議開催
2019年9月からの繰越案件	44件(7件)	(うち、長期中断案件5件)
処理案件		10月1日、11月11日、12月16日 (3回)
問題なし	4件(0件)	
問題なし(意見付記)	1件(0件)	
改善・勧告指示	2件(0件)	
綱紀審査会回付	4件(4件)	
処理案件計	11件(4件)	
新規案件	7件(0件)	
次月繰越案件	40件(3件)	(うち、長期中断案件5件)

2. 綱紀審査会 ()内は倫理案件数

	案件数	会議開催
2019年9月からの繰越案件	3件(1件)	
処理案件		10月11日・29日、11月8日・21日、12月17日(5回)
問題なし	0件(0件)	
改善・勧告指示	0件(0件)	
懲戒処分	0件(0件)	
処理案件計	0件(0件)	
新規案件	4件(4件)	
次月繰越案件	7件(4件)	

3. 適正手続等審査会

審査事案0件のため、活動実績なし

個別事案審査制度（旧制度）に関する活動状況一覧（対象期間：2019年7月から2019年9月）

1.（旧）監査業務審査会

	案件数	会議開催
2019年6月からの繰越案件	31件	（うち、長期中断案件2件）
処理案件		7月17日、25日（2回）
問題なし	1件	
問題なし（意見付記）	2件	
改善・勧告指示	2件	
規律調査会回付	2件	
処理案件計	7件	
新規案件	3件	
次月繰越案件	27件	（うち、長期中断案件2件）

2.（旧）規律調査会 （ ）内は倫理案件数

	案件数	会議開催
2019年6月からの繰越案件	14件（8件）	（うち、長期中断案件3件）
処理案件		7月11日、30日（2回）
問題なし	0件（0件）	
改善・勧告指示	2件（0件）	
綱紀審査会回付	1件（1件）	一部会員のみ 10月1日処理
処理案件計	3件（1件）	
新規案件	6件（0件）	
次月繰越案件	17件（7件）	（うち、長期中断案件3件）

3. 綱紀審査会 （ ）内は倫理案件数

	案件数	会議開催
2019年6月からの繰越案件	2件(0件)	
処理案件		7月4日、9月19日（2回）
問題なし	0件(0件)	
改善・勧告指示	0件(0件)	
懲戒処分	0件(0件)	
処理案件計	0件(0件)	
新規案件	1件(1件)	
次月繰越案件	3件(1件)	

4.（旧）不服審査会

活動実績なし



自主規制に関わる 最近の協会の活動について

自主規制モニター会議

2020年2月18日



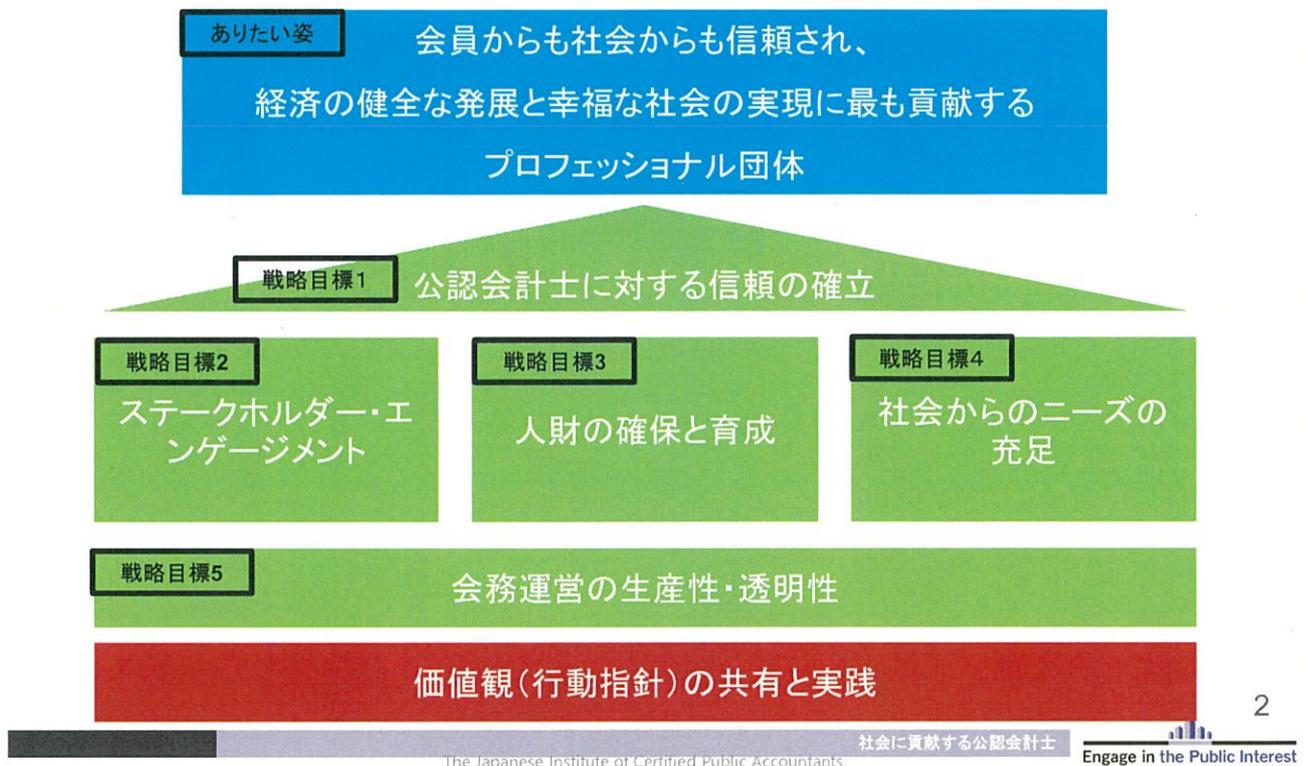
The Japanese Institute of Certified Public Accountants

目次

- I 自主規制関係の施策について
- II チームメンバーのローテーションへの対応について
- III 監査事務所に対する公認会計士・監査審査会(CPAAOB)による勧告について

I 自主規制関係の施策について(1/4)

経営方針の全体像



I 自主規制関係の施策について(2/4)

自主規制に係る施策(品質管理レビュー、個別事案審査関係)

関連戦略目標	自主規制に係る施策(品質管理レビュー、個別事案審査関係)	
公認会計士に対する信頼の確立	1	自主規制関係の制度改正対応
	2	懲戒処分等の実効性向上
	3	自主規制の在り方の再確認
		①公認会計士・監査審査会(CPAAOB)検査と品質管理レビューの関係の検討
		②自主規制対象範囲の見直し
		③リスクモニタリングの高度化
		④上場会社監査事務所部会の活用

3か年:可能なところから順次、検討・実施
必要であれば、2021年夏の定期総会で会則・規則改正

I 自主規制関係の施策について(3/4)

1. 自主規制関係の制度改正対応

2019年7月定期総会において改正した新制度への円滑な移行と運用

- 個別事案審査制度の見直し(新制度:2019年10月～)
- 品質管理レビュー制度の見直し(新制度:2020年7月～)

2. 懲戒処分等の実効性向上

- 申渡し留保制度の在り方の検討
- 法令等違反事実が形式的に明らかな事案(継続的専門研修(CPE)履修義務違反、変更登録義務違反、会費未納等)の懲戒処分手続の見直しの検討
- 現場力向上に寄与する取組の強化

4

社会に貢献する公認会計士

Engage in the Public Interest

I 自主規制関係の施策について(4/4)

3. 自主規制の在り方の再確認

① 品質管理レビューとCPAAOB検査との関係の検討

- 品質管理レビューとCPAAOB検査の重複による監査事務所の負担低減
- 現行制度内での実践(2020年から始まる品質管理レビューでの対応を含む)

② 自主規制対象範囲の見直し

- 監査業務拡大(社福、医療、農協等)に対するJICPAとしての指導・監督の在り方の検討
- 監査業務以外への自主規制の必要性の検討

③ リスクモニタリングの高度化

- 監査事務所・被監査会社の状況のモニタリングの高度化
(モニタリング結果の個別事案審査、品質管理レビュー等での活用)

④ 上場会社監査事務所部会の活用

- リスクモニタリングの高度化を踏まえた上場会社監査事務所部会の機能の向上・充実
- 上場会社監査事務所部会の位置付けを含め再検討

5

社会に貢献する公認会計士

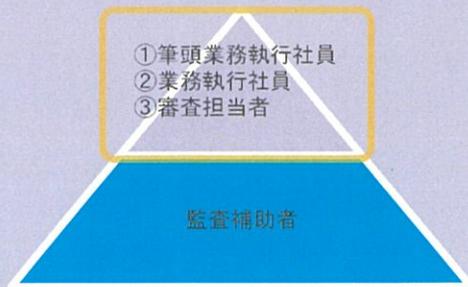
Engage in the Public Interest

II チームメンバーのローテーション (1/2)

全ての監査業務対象

ローテーション対象

- ① 筆頭業務執行社員：7-2年(大規模監査法人の上場会社監査は5-5年)
- ② 業務執行社員：7-2年
- ③ 審査担当者：7-2年(大規模監査法人の上場会社監査は5-5年)



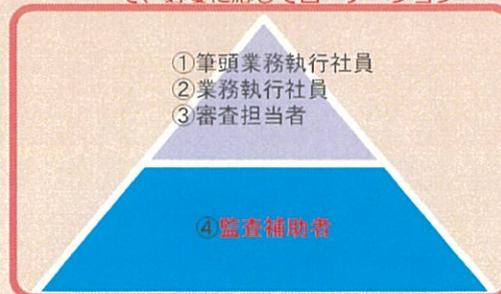
会長声明の公表 (2019年10月25日)

監査人の独立性強化に向けたメッセージ

- ▶ 業務執行社員だけでなく、監査補助者についても必要に応じてローテーションを行う「**チームメンバーのローテーション**」を2020年4月1日以後開始事業年度から適用
- ▶ 本規定の適切な運用により、「**新たな視点(フレッシュアイ)**」と「**独立性**」を確保しつつ、「**十分な知識・経験**」を活かした高品質な監査が可能となり、公益に資する

ローテーション対象

- ① **7-5年** (大規模監査法人の上場会社監査は5-5年)
- ② 同左
- ③ **7-3年** (大規模監査法人の上場会社監査は5-5年)
- ④ **監査補助者**：監査結果に与える影響力等を勘案した上で、必要に応じてローテーション



※ ①~③の年数規制は、大会社等 (PIE) に対して適用される。大会社等以外の場合には、④と同様に、必要に応じてローテーション。

6

社会に貢献する公認会計士

Engage in the Public Interest

II チームメンバーのローテーション(2/2)

社会的影響度が特に高い会社の監査に関する上乘せルール

● 対象

- 時価総額 概ね5,000億円以上の上場会社
(資本市場に与える影響の度合いを考慮し、公益の観点から設定)

時価総額区分	企業数(社)	時価総額合計(百万円)	カバー率
1兆円以上	143	422,715,372	60.5 %
5000億円以上	271	512,642,437	73.4 %
3000億円以上	395	561,184,795	80.4 %
1000億円以上	802	631,729,614	90.5 %
1000億円未満含む合計	3,834	698,286,420	100.0 %

(時価総額算定日：2019年12月30日時点) 累計

● 内容

- 公正性及び職業的懐疑心に影響を与え得る馴れ合い等が生じるおそれのある長期の関与は、**10年**
- 監査補助者が引き続き業務執行社員として関与する場合
 - ▶ 監査補助者としての関与期間を考慮して長期間の関与の判定を行う運用とする。
 - ▶ 馴れ合いの除去方法(セーフガード)は、ローテーションが最有効手段であることを示す。

● 経過措置

- 各監査法人の監査品質や人員計画等に及ぼす影響を考慮して実務上必要な経過措置を規定
 - ▶ 適用時期(2021年4月1日以後開始する事業年度から適用)
 - ▶ 既に就任している業務執行社員の取扱い

7

社会に貢献する公認会計士

Engage in the Public Interest

Ⅲ 監査事務所に対する公認会計士・監査審査会の勧告について

- ◆ 監査法人大手門会計事務所に対する検査結果に基づく勧告について(令和元年12月6日公認会計士・監査審査会)

監査法人大手門会計事務所に対する検査結果に基づく勧告について

令和元年 12 月 6 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、監査法人大手門会計事務所（法人番号 9010005003922、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

当監査法人は、代表社員 3 名、社員 5 名、公認会計士である常勤職員を中心とした監査補助者等による約 20 名の人員で構成されている。

当監査法人は、長年にわたって上場会社 10 数社を被監査会社としているとともに、近年、上場会社数社との新規の監査契約の締結を行っている。

こうした中、当監査法人の最高経営責任者は、人員が不足していると認識しており、また、品質管理の維持及び強化を、当監査法人の経営方針の最優先事項としている。

しかしながら、最高経営責任者は、実際には、監査報告書の提出期限内に、無限定適正意見を表明することを最優先と考え、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、また、財務諸表の信頼性を担保するという監査法人として社会から期待された役割と責任を果たす意識が不足していた。

また、品質管理担当責任者を含むその他の代表社員及び社員は、最高経営責任者の考えと同調し、業務管理態勢及び品質管理の基準が求める品質管理態勢が組織的に機能するような最高経営責任者を含む他の社員への牽制をしておらず、相互牽制という監査法人の社員としての職責を果たす意識が希薄であった。

さらに、最高経営責任者を含む代表社員及び社員は、監査の基準全般、職業倫理及び独立性に関する法令等、監査の基準並びに監査法人として適切な業務管理態勢及び品質管理態勢を整備するために必要な法令及び基準の理解が不足しており、被監査会社のリスクに応じた監査業務が実施できる水準に達していなかった。

こうしたことから、特定の監査業務において、最高経営責任者を含む業務執行社員が、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったと認識していながら、無限定適正意見を表明している極めて不適切な状況が認められている。

また、2. に記載するとおり、監査契約の新規の締結、更新に伴うリスク評価等が不十分であること、実効性のある審査実施態勢が構築されていないこと、整理期限を経過した監査調書を合理的な理由なく修正又は追加できるような状況を容認していること、公認会計士法で禁止されている社員の競業があることなど、品質管理態勢において重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められている。

さらに、3. に記載するとおり、今回公認会計士・監査審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に、会計基準及び監査の基準の

理解が不足している状況、職業的懐疑心が欠如している状況がみられ、それらに起因する重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められている。

2. 品質管理態勢

(監査契約の新規の締結及び更新)

当監査法人の代表社員及び社員は、監査リスクの高い上場会社の監査業務を引き継いでいるが、前任監査人が実施した過年度の監査で識別されなかった虚偽表示が存在する可能性について、監査契約の新規の締結に伴うリスクとして識別していないなど、リスク評価が不十分である。

また、適切な勤怠管理を行っていないことから、監査契約の新規の締結に当たって、監査実施者の時間を合理的に確保できているかを十分に評価していない。

さらに、監査契約の更新の際のリスクの評価に当たり、特定の被監査会社について監査意見を表明するために必要な情報を入手できない状況、及び継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況を認識しているにもかかわらず、リスクとして識別していない。

(監査業務に係る審査)

当監査法人は、審査の対象となる監査業務に関与しない代表社員又は社員を、審査担当社員として選任している。しかしながら、複数の審査担当社員が、品質管理の基準及び監査の基準を十分に理解しておらず、業務執行社員の説明を過度に信頼し、監査調書を十分に検証しないまま審査を終了する等、適切な審査が実施されていない。その結果、今回審査会検査において指摘した重要な不備を指摘できていない。

(監査調書の整理・管理・保存)

最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、監査報告書を発行するための基礎を得たことを示す記録である監査調書について、監査実施日及び査閲日の情報を記載せず、また、最終的な整理期限後であっても、合理的な理由なく修正又は追加できる状況にあることを容認している。

(法令等遵守態勢)

一部の社員が、当監査法人の社員であるにもかかわらず、自身の個人事務所で監査業務を実施しており、公認会計士法で禁止されている社員の競業の状況にある。また、当監査法人は、当該状況を看過している。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務に係る審査、監査調書の整理・管理・保存並びに法令等遵守態勢について重要な不備が認められるほか、広範に不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

最高経営責任者を含む業務執行社員は、十分かつ適切な監査証拠が入手できなかったとしても、監査報告書の提出期限内に無限定適正意見を表明することが最優先であると考えていた。そのため、財務諸表等及び内部統制報告書の監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手していないと認識しながら、無限定適正意見を表明しているほか、訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に係るリスク評価が不十分、特別な検討を必要とするリスクを識別した売上高、売掛金等の実証手続が不十分であるなどの重要な不備が認められる。

また、最高経営責任者を含む業務執行社員及び監査補助者は、会計基準及び監査の基準の理解が不足している。そのため、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような

事象又は状況に対する検証が不十分であるなどの重要な不備が認められる。

さらに、最高経営責任者を含む業務執行社員及び監査補助者は、被監査会社から提出された資料を追認するのみであり、職業的懐疑心が欠如している。そのため、企業環境の理解を通じたリスク評価が不十分、被監査会社の期末日付近の通例でない重要な取引に関する検討が不十分、不正リスクの評価及び対応手続が不十分、棚卸資産及び固定資産の評価等の会計上の見積りに関する検討が不十分、全社的な決算・財務報告プロセスに係る監査手続が不十分、連結子会社に対する監査手続が不十分であるなどの重要な不備が認められる。

上記のような重要な不備は今回審査会検査で検証対象とした個別監査業務の全てにみられる。そのほか重要な不備ではないものの、グループ監査の監査計画におけるリスク評価が不十分、売上高等の損益勘定に対する監査手続が不十分、棚卸資産等の貸借対照表残高に対する監査手続が不十分、引当金の検討が不十分、仕訳テストが不十分、関連当事者との取引に関する検討が不十分、監査役等とのコミュニケーションが不十分であるなど、不備が広範かつ多数認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局

審査検査室

(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

会長声明

2020年2月14日

会 員 各 位

日本公認会計士協会
会長 手塚 正彦

最近の不適切会計に関する報道等について

本年1月24日に東京商工リサーチが、2019年1月から12月の1年間に「不適切な会計・経理（以下、不適切会計）」を開示した上場企業が70社、案件が73件であったと発表しました。前年の54社から29.6%増、集計を開始した2008年以降、最多とのこと。不適切会計の内容としては、経理や会計処理ミスなどの「誤り」が31件、次いで、子会社での不適切会計処理などの「粉飾」が28件を占めており、産業別では製造業が30社、次いでサービス業が11社であったとされています。東京商工リサーチの発表内容については、1月25日の日本経済新聞朝刊においても取り上げられており、上場企業による不適切会計が相次いでいることが社会からの関心を集めています。最近では、海外の関連会社による不正な資金流用、過去の決算における在庫の過大計上、複数の大手の上場企業が関与する循環取引について、新聞等による報道及び企業からの情報開示が行われています。

上場企業による不適切な会計の多発を指摘されている現状が今後も続くようであれば、企業情報開示の適正性に対する社会からの信頼を揺るがしかねません。また、不適切会計に関連して、監査の重大な不備が指摘されることとなれば、監査の信頼性をも損なうことが懸念されます。

監査業務の責任者を務める会員各位におかれましては、不適切会計に関する報道や不適切会計に関わった企業からの情報開示に注意を払い、自らの監査業務の実施に当たって考慮すべき事項がないかどうか、慎重に検討いただくようお願いします。監査における不正リスク対応基準とともに、循環取引については会長通牒「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」（2011年9月15日公表）を今一度確認いただくようお願いします。また、監査の実施過程において、不適切会計の防止と発見について、改めて経営者及び監査役等と有意義なコミュニケーションを行うよう心がけ、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況を再検討するなど、適切に対処するようお願いします。

以 上